

## 1 道路占用料を徴収しない（免除する）物件

<p>(1) 建築基準法第 85 条第 1 項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第 1 号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの（以下「応急仮設住宅」という。）及び応急仮設住宅のために占用する施設又は工作物等</p>
<p>(2) 国有林野事業及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業にかかる占用物件</p> <p>なお、上記以外の国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件については、道路法第 39 条第 1 項、道路法施行令第 19 条及び道路法施行規則第 4 条の 5 の規定により道路占用料（以下「占用料」という。）を徴収することができないものとされていることから、国及び地方公共団体の行う事業のため占用物件に係る占用料は全て徴収しないこととなる。</p>
<p>(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設</p>
<p>(4) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第 5 項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）</p> <p>ただし、道路が鉄道等の敷地を使用する場合無償であるときに限る。（有償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、条例で定める額を徴収する。）</p>
<p>(5) 交通安全に関する標識</p>
<p>(6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する物件</p>
<p>(7) 街灯（アーチ型のものを除く。）</p>
<p>(8) 農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）</p>
<p>(9) 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱</p>
<p>(10) 占用物件である電柱又は電話柱を支えている支柱</p>
<p>(11) 公共的団体（農業協同組合、森林組合等の各種協同組合、老人ホーム、保育所、養護施設等の厚生福祉施設を営む団体、文化事業を行う団体、青年団、地域女性団体等の社会教育関係団体、町内会、地区（集落）会等の住民団体など公共的活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい。以下同じ。）が設置する有線放送用電話柱及び架空電線</p>
<p>(12) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の規定による電気事業者（小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。）若しくは電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項の規定による認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける道路縦断・横断電線及び各戸への引込み電線（「共架電線その他上空に設ける線類」の一部には、免除しないものもあり、これらの具体的取扱いについては、平成 9 年 3 月 31 日付け土木建築部長通知「広島県道路占用料徴収条例の一部改正について」の 4 (10) 及び 6 による。）</p>

<p>(13) 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る。）及び郵便局が設置する案内標識（「郵便局が設置する案内標識の道路占用の取扱いについて」〔平成7年11月7日付け土木建築部長通知〕に基づき設置された案内標識に限る。）</p>
<p>(14) ガス，電気，電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）の各戸又は各事業所等への引込み管</p>
<p>(15) 電気事業者又は認定電気通信事業者及びガス事業者が，管路等を道路の地下に埋設して占有する場合のマンホール又はハンドホール</p> <p>ただし，マンホール等の中に設置されている管路等については，その延長により占有料を徴収し，管路等の外径・条数が当該マンホール等で変化している場合は，当該マンホールの中心を変化点として占有料を算定する。</p>
<p>(16) 水の供給又は排出のために設ける以下の水管等（発電用水又は工業用水の用途に限定して使用される水管等を除く。）</p> <p>ア 人の飲用に適する水に係る上水道管，下水道管，谷水等の引込管及び排水管（民営の専用水道事業に係る水管を含む。）</p> <p>イ 雨水排水管</p> <p>ウ ア及びイに付随して設置されるマンホール等の工作物又は施設</p>
<p>(17) 道路照明灯設置許可基準に基づいて添架を認めた広告及びネームプレート</p>
<p>(18) 無料で不特定多数人に開放している公園，広場及び運動場</p>
<p>(19) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設</p>
<p>(20) カーブミラー</p>
<p>(21) くずかご，灰皿，花壇，掲示板，案内標識等で営利目的がなく交通安全，道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件（「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」〔平成21年3月2日付け土木局長通知〕に該当する物件を含む。ただし，その占有物件に添加された広告を除く。）</p>
<p>(22) 地上権等により道路敷の権原を取得し，道路を築造した場合において当該道路敷内に当該土地の所有者が設ける占有物件</p> <p>ただし，地上権等設定の際，占有料徴収を前提としている場合はこの限りではない。</p>
<p>(23) 灯ろう，石碑その他これらに類する工作物で慣行的に設置する物件</p>
<p>(24) 地下街のく体内に存する公共施設の地下道路（店内通路を除く。）</p>
<p>(25) 堤防と相互に効用を兼ねる道路（道路管理者の取得した権原が，占有又は使用貸借である場合に限る。）について，占有許可した場合，別に他の工作物又は施設の管理者が占有料又は使用料を徴収する場合の当該占有物件</p>

<p>(26) 有線テレビジョン放送施設のうち、テレビジョン受信障害を解消するために営利を目的としないで設置する、受信、再送信のための電柱、支柱、架空電線並びに、公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち電柱、支柱、架空の道路横断電線及び各戸への引込み電線</p>
<p>(27) 水路に蓋掛けした通路で、隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの（法人又は個人がその事業のために設置するものを除く。）</p>
<p>(28) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）</p>
<p>(29) 電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの</p>
<p>(30) 道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設</p>